

(仮訳)

児童の権利委員会の最終見解 (抄)

1. 委員会は、日本の第3回定期報告(CRC/C/JPN/3)を、2010年5月27日の第1509回及び第1511回会合(CRC/C/SR.1509及び1511)において審査し、2010年6月11日の1541回会合において、以下の最終見解を採択した。

体罰

47. 学校における体罰が明示的に禁止されていることに留意するが、委員会は、体罰の禁止が効果的に履行されていないとの報告に懸念を表明する。委員会は、全ての体罰を禁止することを差し控えた1981年の東京高等裁判所によるあいまいな判決に懸念をもって留意する。さらに、委員会は、家庭及びその代替的監護環境において、体罰が法律上明示的に禁止されておらず、特に民法及び児童虐待防止法が、適切なしつけの行使を許容し、体罰への許容性について不明確であることを懸念する。

48. 委員会は、締約国に対し以下を強く勧告する；

(a) 家庭及びその代替的監護環境を含む全ての環境における、体罰及び児童の品位を下げるあらゆる形態の扱いを法律により明示的に禁止すること、

(b) 全ての環境において、体罰の禁止を効果的に行うこと、

(c) 家族、教師、児童とともに又は児童のために働くその他の職業的従事者に対し、代替の非暴力的形態によるしつけについての教育を行うための、キャンペーンを含む広報プログラムを実施すること。